

平成25年第1回 新潟市高齢者虐待防止連絡協議会議事録

日時：平成25年7月29日（水）午後1時30分～3：10分

会場：新潟市役所本館6階第3委員会室

～ 開 会 ～	
司会 (長谷川)	<p>本日は、大変ご多忙中、この連絡協議会にお集りいただき大変ありがとうございます。</p> <p>今年初めての会議ですので、変更になりました委員のご紹介をさせていただきます。</p> <p>東警察署生活安全課長の宮下委員でございます。新潟市居宅介護支援事業者連絡協議会幹事 山下議員でいらっしゃいます。新潟市地域包括支援センター黒崎 渡邊委員でいらっしゃいます。またオブザーバーとして新潟家庭裁判所の伊藤調査官からご参加いただいております。</p> <p>それでは始めに資料の確認をお願いいたします。次第と委員名簿、本協議会の設置資料、資料1～5までは事前にお配りしております。本日、席次表と「高齢者虐待マニュアル概要版」「養介護施設従事者等による虐待マニュアル」をお配りしております。</p> <p>それでは協議会に先立ちまして、鈴木福祉部長からご挨拶を申し上げます。</p>
新潟市福祉部長 (鈴木)	<p>皆様方にはこの会の他、いろいろな福祉分野でお世話になっております。大変ありがとうございます。</p> <p>後ほど担当から詳しく説明いたしますが、事実確認により虐待と判断された研数は、平成22年度が106件、平成23年度が134件、平成24年度が147件と、年々増加していく傾向にあり、非常に深刻な状況であると考えられます。内容を見てみますと、たとえば配偶者や子供による虐待のケースが多いと言うことで、虐待を認識していないケースもあるのではないかとということであるとか、被虐待者の6割が認知症ということで認知症が虐待発生原因の一つになっている等、様々な要因課題があると言うのが現状です。</p> <p>従いまして一つの対策だけやれば解決できるという状況ではありません。そういった意味から引き続き防止のための方法を徹底していくことや或いは「虐待防止マニュアル」についても効果的な改訂をしていくこと、関係者による連携、さらに強化をしていくこと、さらには高齢者の孤独死を防止することで「見守り安心ネットワーク」を立ち上げ、こういった中で高齢者虐待の兆候が見られた時には連絡をしっかりとっていただき迅速な対応をする。そのようなことをしながら解決に向けて取り組んでいく</p>

	<p>ことが必要であるのではないかと考えています。人間としての尊厳を保ちながら安心、安全に暮らしていくうえで虐待防止に必要なことでありますので、皆様方からは忌憚のないご意見、ご提言を頂きながら今後の高齢者虐待の防止をしっかりと取り組んでまいりたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。</p>
司会 (長谷川)	<p>それでは議題に入らせていただきます。ここからの会議の進行は、小泉会長からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
小泉会長	<p>それでは始めさせていただきます。次第に従って進めさせていただきます。</p> <p>それでは平成 24 年度高齢者虐待新規受付件数等状況について事務局より説明があります。</p>
事務局 (小林)	<p>それでは、平成 24 年度在宅及び施設における高齢者虐待に関する新潟市の状況について説明させていただきます。</p> <p>今年度の大きな特徴としましては、養介護施設従事者養による虐待の相談が過去 0 件だったものが初めて 24 年度に入り 4 件あったということです。4 件については事実確認の結果、虐待の判断に至らないという結果になっています。</p> <p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成 18 年 4 月に施行され 7 年経過し、介護保険サービス利用時の状況等に関係者や家族等が目を向ける事ができていると推察されます。</p> <p>それではまず、資料 1 在宅の高齢者虐待に関する新潟市の状況について説明いたします。</p> <p>はじめに、事例提出件数及び事実確認です。平成 24 年度の新規相談受付件数は 186 件で、平成 23 年度に比べると 5 件減少しましたが、事実確認により虐待と判断した件数は前年度より 13 件増加しています。</p> <p>虐待の未然防止の視点から関わる中で、今後調査を予定又は検討中の事例が 12 件。虐待の恐れがある等の理由により予防的に関係者で連携して対応している事例は、30 件となっております。</p> <p>相談・通報者は、「介護支援専門員」が 43.2%と 4 割以上占め最も多く、ついで「警察」22.9%、「被虐待者本人」と「家族・親族」が同割合で 10.9%でした。その他では病院ケースワーカー、認定調査センター等です。</p> <p>これら相談・通報に対する事実確認調査は「訪問調査」67.2%と約 7 割。「関係者からの情報収集」は 24.5%でした。また関係者とは介護支援専門員、警察等でした。警察からの通報では、地域の関係機関とし</p>

てつないでいただき、連携して予防の視点で対応するケースが多くなっています。

虐待種別，類型では「身体的虐待」50.2%で最も多く，次いで「心理的虐待」31.6%，「介護放棄」9.3%，「経済的虐待」8.9%，「性的虐待」0%でした。昨年度と同じ傾向になっております。

虐待に及ぶ一番多い理由は「本人と虐待者との人間関係」18.6%と一番多く，次いで「高齢者本人の認知症による言動の混乱」15.5%，「虐待者に虐待の認識がない」14.7%と続いています。

また，その他では高齢者本人がアルコール依存，精神疾患などの問題を抱えている，本人以外に要介護状態の家族を抱えている等がありました。

これらの要因は，それぞれ単独で虐待の発生につながることは少なく，複数の要因が複雑に絡み合っただ虐待へと発展していくもので，要因が重なれば重なるほど虐待が深刻化しやすい状況になります。

被虐待高齢者は女性が79.6%と例年と同じく約8割。

年齢は80歳代が最も多く47.6%でした。

要介護認定の状況は「認定済み」が74.1%。要介護認定を受けた者を要介護度別にみると要介護1が26.6%と一番多く，次いで要介護3が22.9%，要介護2が22.0%の順でした。

また要介護認定者において，日常生活に支障をきたす症状がみられ始める認知症日常生活自立度Ⅱは36.7%，またⅡ以上のものは89件で，被虐待高齢者全体147件の60.5%で約6割を占めています。

認知症と高齢者虐待とは関係性の深いものとなっています。

虐待者との同居の有無では同居が93.2%，世帯構成では「未婚の子と同一世帯」が40.8%で最も多く，次いで「既婚の子」29.3%。未婚の子、既婚の子を合わせて70.1%が子と同一世帯でした。

続柄では息子が最も多く42.4%で，次いで夫20.6%，娘11.8%，息子の配偶者10.0%でした。

虐待者の年齢では，50代が一番多く27.6%次いで40代21.8%，60代19.4%と続いています。

虐待事例への対応は「被虐待者の保護と虐待者からの分離」が23.2%でした。分離を行った事例では「介護保険サービスの利用」が73.5%で最も多く，次いで「緊急一時保護」14.7%でした。

緊急一時保護5件についてはすべて面会制限を行いました。一時入院については養護者に虐待の認識がない等，養護者への助言指導で収まり，面会制限は行っていません。またやむを得ない措置は，0件で

	<p>した。</p> <p>また分離していない事例では 72.8%で、対応としては「養護者に対する助言指導」が 45.7%で最も多く、次いで「ケアプランの見直し」30.9%でした。</p> <p>虐待ではない又は虐待の判断に至らなかった対応では、「見守りのみ」が最も多く 37.1%，養護者に対する助言指導 25.7%，「ケアプランの見直し」14.3%と続きます。</p> <p>他機関への引き継ぎでは、保護課からの訪問指導などでした。</p> <p>また、見守りのみでは地域包括支援センターや民生委員などの定期訪問です。見守りのみ以外は重複回答となっています。</p> <p>権利擁護に関しては「成年後見制度の利用手続き中」が 2 件。「日常生活自立支援事業」が 1 件でした。</p> <p>次に養介護施設従事者等における高齢者虐待に関する新潟市の状況を報告いたします。</p> <p>平成 17 年より統計をとってきましたが、平成 24 年度に初めて施設虐待ケースが 4 件ありました。</p> <p>事実確認の結果、4 件とも全て虐待の判断に至らず、虐待防止のための介入を行いました。</p> <p>虐待の相談、通報者は事業所職員 1 件、介護支援専門員 1 件、その他 2 件では社会福祉協議会サービス運営適正委員会、民生委員でした。対象施設は有料老人ホーム 2 件、介護老人保健施設 1 件となっています。その他が 1 件となっています。</p> <p>区別統計に関しては、後でご確認いただきたいと思います。</p> <p>平成 24 年度新潟市高齢者虐待対応状況は以上となります。</p>
小泉会長	<p>議事の進め方については、ご質問を受けてその後、ご意見とさせていただきます。資料 1 についてご質問はありますか。</p>
野村議員	<p>歯科医師会の野村です。資料 1 で教えていただきたいのですが、虐待種類の内訳とあります。その中でも介護放棄が 21 件あるのですが、もしデータ分析していたら、虐待の発生に影響を与えた要因に虐待者の介護疲れが介護放棄へつながるとい分析はしているのでしょうか。</p>
事務局（小林）	<p>虐待の発生に影響を与えたと思われる要因として虐待者に虐待の認識がない、本人の認知症への知識がなく対応の仕方がわからなかった、介護疲れが主にあります。これは重複回答になりますので、一つの要因が介護放棄につながったかという回答ではありませんので、お伝えできない点であるかと思えます。</p>

野村議員	重複回答で難しいかと思いますが、どういう要因がどういう種別に係るのかという分析は大切なことだと思ったので、質問しました。
事務局（小林）	来年度以降、さらに分析を考えて検討し、予防のために行っていきたいと思います。
小泉会長	他にありませんか。よろしいですか。 それでは2番目、平成24年度高齢者虐待防止事業内容について事務局から説明をお願いします。
事務局（樺沢）	<p>平成24年度の高齢者虐待防止事業ですが、高齢者虐待を発生させない十分な相談体制の確保と関係者の高齢者虐待への理解等を深めること、また虐待を受けている高齢者への対応と養護者への支援対策を検討することを目的として取り組みを行いました。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>まず、高齢者虐待防止マニュアルの見直しについて、平成23年度から見直しにかかる検討を行い平成24年度は5回の検討会を経て、今年の4月に改訂版として活用しております。</p> <p>検討にかかる報告書としてまとめたものが資料4になります。</p> <p>資料4の2ページにあります通り、マニュアル見直しにかかる検討メンバーは、地域包括支援センター高齢者虐待防止部会の構成員である各区の地域包括支援センター代表者及び区役所高齢介護係担当で、現状把握から課題を出し、実際の対応の流れに即したフローチャートや様式、対応の際に注意すべき点などを検討いたしました。</p> <p>検討にかかる概要は資料4報告書の通りで、P11に改訂版の構成が載っておりますが、巻末資料を含めて大きく7つの項目で構成されております。</p> <p>資料4については、検討会の内容が具体的に載っておりますので、参考までにご覧いただければと思います。</p> <p>実際に改訂されたマニュアルがファイルで綴ってある資料になります。</p> <p>このファイルのマニュアルは、高齢者虐待対応を中心的に担う地域包括支援センター、区役所の職員が活用しております。</p> <p>また、本日、机上に配布させていただきました、「高齢者虐待防止マニュアル概要版」については高齢者虐待対応に関係していただく介護支援専門員や介護保険事業所など関係機関の皆さまに活用していただいております。</p> <p>改訂しましたマニュアルのポイントについてファイルのマニュアルをご覧くださいながら説明させていただきます。</p> <p>P1～2の高齢者虐待の定義としてより具体的な例を挙げて虐待にあ</p>

たるものなのかどうかについて参考になるようにしました。

P 3～4にはセルフネグレクトへの対応や養護者による高齢者虐待の捉え方として高齢者、養護者の捉え方について新たに掲載まとめました。

P 5～6の関係機関に期待される役割について、各機関が専門性を活用して虐待の防止と早期発見、対応に努めるため役割についてより明確に記載しました。特に行政や地域包括支援センターの役割について整理いたしました。

P 7のフローチャートが今回の改訂の中では現状に即して動きやすい流れとするため、特に検討しましたので流れを説明させていただきます。

フローチャートの右側には、その段階で使用する支援様式を載せております。改訂された支援様式については、マニュアルのP 43～になりますので参考までにご覧いただければと思います。

フローチャートⅠで、受付機関である地域包括支援センター・区役所健康福祉課・地域保健福祉センターに通報が入ります。

相談内容をもとにフローチャートⅡの区高齢介護係・地域包括支援センター・地域保健福祉センターで緊急対応の必要性を予測し、事実確認の方法、会議日程を協議します。

この情報共有・協議をフローチャート上に盛り込むことにより、初動期に対応の中心となるメンバーで情報共有を速やかに行えるように実際の動きに即しました。

その後、協議した内容に基づき、フローチャートⅢの高齢者の安全・虐待が疑われる事実について訪問調査を実施します。チェック項目のある事実確認票を使って行い虐待のリスクについてと困難な課題について整理します。

事実確認調査の内容に基づき、フローチャートⅣの高齢者虐待対応ケース会議を開催し、情報の整理・検討・緊急性の判断を行います。

この会議にて現状の課題を把握し改善する目標を立て、期限を設定して何をどのように支援していくかを検討します。

具体的な支援計画に基づき、フローチャートⅤで高齢者ご本人、養護者、親族等それぞれに対して役割分担をして支援を実施します。

虐待対応の終結に向けて、フローチャートⅥの支援の見直し・評価のところで、地域包括支援センターが中心となり現在の状況と支援の見直し、評価を行い、高齢者が安心して生活を送るための環境の整備状況について確認していきます。ここの支援の見直しについても様式を工夫したことにより、各ケースの支援の状況をきちんと見直し評価を行う体制としました。

虐待状況の解消の確認と虐待の再発防止に向けたフォローを行い虐待対

	<p>応の終結となります。</p> <p>以上が改訂されたフローチャートの流れになります。フローチャートの詳細説明がP 8以降に記載されています。</p> <p>その他、マニュアル改訂において新たに組み込んだ内容として、P 14～17の緊急性が高い場合の支援として、やむを得ない事由による措置や緊急一時避難居室の利用、立入調査を検討する場合に必要なと考えられる状況把握や具体例をあげて実際の支援に活用できる内容にしています。</p> <p>P 31～40までの関係機関相談窓口や関連制度について高齢者虐待対応において必要な窓口や精神保健福祉法やDV防止法、障がい者虐待防止法など制度概要の表記を充実させ、実際の対応に活用します。</p> <p>マニュアル改訂にかかる説明は以上になります。</p> <p>続いて資料3に戻っていただきまして、2の一時保護・措置入所状況についてですが、先ほどの議題1でご説明させていただきましたとおりです。一時保護について、平成24年度の利用はご夫婦を含めて6件でした。</p> <p>統計上は、平成24年度受付ケースのみの計上になるため統計上は5件です。</p> <p>措置入所・措置ショートステイについては、措置入所が5件ありました。</p> <p>また、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応状況ですが相談通報件数は4件ありました。いずれも虐待の事実は確認されませんでしたが高齢者虐待防止の観点から今後も安心してサービスを利用できるように指導しました。</p> <p>最後に職員に対する研修会の実施状況ですが、平成24年度は新潟市社会福祉協議会に委託して10月と11月に高齢者虐待防止担当職員研修を2回実施しています。</p> <p>実際の対応事例を通して虐待の未然防止と支援について初級と中級と段階を経るように区役所、地域保健福祉センター、地域包括支援センター職員対象に実施いたしました。</p> <p>平成24年度の取り組み状況は以上です。</p>
小泉会長	マニュアルについてご質問ありますでしょうか。
涌井議員	マニュアルについてのP 5の関係機関の期待される役割についてですが、高齢者支援課および地域包括支援センターの中で虐待の早期発見、防止活動があるのですが、地道な活動をされている中で効果的な取り組みは新潟市の方で何かご存知でしょうか。
小泉会長	お願いします。
事務局（樺沢）	高齢者虐待の早期発見という事で、涌井議員のおっしゃる通り地道な活

	<p>動ですが、各地域包括支援センターの皆さまからケアマネの方々、サービス事業所に対してそれぞれの圏域ごとで高齢者虐待マニュアルの勉強会を開いていただき、実はこう言った事も虐待に当たるのだという気づきの目をもっていただける話をさせていただいたり、民生委員協議会のお話をしていただいたり、パンフレットを配ったりしていただき、家族や養護者の方のケアも虐待防止の一つの対策になっています。</p> <p>また区の職員も「さわやかトーク」で一般市民の方々のところへ出向き「高齢者虐待防止法」についてお話をしたり相談窓口の紹介をしていく活動等に取り組ませていただいています。</p>
小泉会長	よろしいですか。
涌井議員	はい。
三國委員	<p>新潟市の老人施設の会長をしています。デイサービス、訪問介護、体験説法を致しますが、実は高齢者の皆さんかわいそうですよ。</p> <p>昨日テレビで親孝行の日を定めましょうという場面がありました。いいことだな。母の日父の日はあるけれども、親孝行なんていう言葉も忘れられているのがようやく昨日テレビでありました。実は今始まった事ではないのです。2500年前から「親は10人の子を養えども子は一人の親を養う事がたし」お釈迦さまが言っています。現実はおさら。夜間介護にいったら緊急時以外は起こさないで下さいと娘が言います。</p> <p>明日の勤務に関わりますからと。親孝行というのは当たり前なんだという事を啓発する手段が必要だということを提案して終わりにしたいと思えます。</p>
小泉会長	それでは提案として。
佐久間委員	<p>高齢者支援課佐久間でございます。</p> <p>今の三國委員の意見に付随しまして、先の6月議会でやはり虐待防止というものを効果的にPRすることが必要なのではないかという質問がありました。それを受けて敬老の日、介護の日にこれからポスター、パンフレット等手段を用いて効果的なPRに努めてまいりたいと考えております。</p>
小泉会長	他にご質問はありますか。
渡邊委員	<p>地域包括支援センターではこの度「高齢者虐待防止マニュアル」の改訂が行われた事をきっかけに再度予防を高めていこうというところで周知、啓発に力をいれているところです。</p> <p>周知に関しましてどのような形でという事で、各区、各地域包括支援センターで勉強している最中ですが、先ほどお話のあった勉強会もその一つの方法として各包括が企画しているところです。</p>

	<p>その中で特に通報の多いケアマネジャーですとか、介護保険サービス事業所、民生委員等、普段相談の中で関わりの深い方を中心に啓発を行っていかうという考えが多いかと思うのですが、その他にもかかわっているところがたくさんあり、例えば様々な役割というところでの関係者、医療機関、弁護士や司法書士あらゆる関係機関に対しても周知のところを新潟市の方ではどのようにお考えなのかをお聞きして今後の啓発活動の方に活かしていければと考えています。よろしくお願ひします。</p>
小泉会長	事務局お願ひします。
事務局（樺沢）	<p>関係機関の方々への周知についてですが、今回の協議会にマニュアルの改訂について各機関の代表の方々にお知らせする事ができました。</p> <p>その後、医療機関の方々、介護保険サービス事業所、警察関係等にマニュアルがあるという事を知っていただくという事が必要かと思っています。パンフレットやポスター、マニュアル概要版を活用しながら周知してまいりたいと思います。</p> <p>マニュアルが改訂されたというだけでは足りない部分も多くありますので、内容の説明も含めてお呼びいただくのも一つですし、こちらもパンフレットとポスターと概要版を持って手分けをしながら区や地域包括支援センターとも協力して関係機関には周知に行きたいという思いはあります。</p> <p>各関係機関の皆さまからはご協力いただければありがたいと思っています。マニュアル改訂版に目を通していただきもし機会があればお声かけいただきたいと思っています。是非よろしくお願ひいたします。</p>
小泉会長	よろしいですか。
渡邊委員	重ねてになりますが、直接的に新潟市から積極的に向出していくという考えではなく、依頼があれば向出していくのでお声かけいただければ助かりますという意味合いになりますでしょうか。
小泉会長	事務局どうぞ。
事務局（樺沢）	<p>現在のところは全医療機関、全事業所になりますと新潟市は非常に広く、全てにおいて向出けるかどうかという事になります。</p> <p>今年度に入り「居宅介護支援事業者連絡協議会」の総会の場を使わせていただきご説明をさせていただきました。このような機会を得てのご説明になっているのが現状です。細部にわたり圏域ごとになると区や地域包括支援センターの皆さまと協力しながら行わなければ浸透性がないと考えています。</p>
小泉会長	よろしいですか。
渡邊委員	はい。

小泉会長	他にご質問はありますか。
野村委員	資料3の平成24年度の事業内容とありました。25年度にポスター、パンフレット啓発事業と書いてあるのですが、前の年には入っていませんでしたか。ご確認したいのですが。
事務局（樺沢）	ポスターについては今年25年度の取り組みとしてあるのですが、虐待防止のパンフレットについては平成18年度から引き続き作成し、各窓口機関が載っているものがあります。平成18年から継続して取り組みを進めております。
野村委員	医療機関の協力という事で、歯科医師会に関して言えば待合室の目につくところにポスターを貼るとか、いろんな人の集まり目につくところに貼っていくということはすごく大事なことだと思います。 やはり虐待だと気づいていない方が虐待だと気づいていくという分析も毎年出ていると思います。気付かせるという意味では非常に予防につながるという部分で大きいと思いますので、ポスター掲示などはご協力できると思います。
小泉会長	ご意見として参考にお願いします。他にありますか。
松島委員	民生委員が通報をした場合、状況の確認を報告してあるのでしょうか。その後の状況がわからない場合があります。聞かれる事があります。その後の状況がわからないとフォローができないと思います。その確認を聞きたいと思います。
小泉会長	事務局、説明してください。
事務局（樺沢）	通報者の方には、フローチャートにもありましたが、高齢者虐待ケース会議等で最初に情報をいただく方になります。 事実確認に行くにも初対面の支援者が突然訪問に行くのも非常に構えてしまうと思います。そのようなときに民生委員さんであれば一緒に行っていただくことも考えられますし、その後支援計画で立てた支援で民生委員さんから日頃の訪問情報等も入れていただいて、民生委員さんに情報を戻し、一緒に対応していく事もあります。 会議を通じた役割分担の中で、通報者である民生委員さんにご協力いただくことになります。高齢者ご本人に非常にかかわりの深い関係の方になりますので、情報がいかないという事が無いように取り組ませていただきますので、よろしくをお願いします。
松嶋委員	よろしくをお願いします。それからもう一つ、P7で高齢者虐待対応ケース会議のところ民生委員等と書かれているのですが、実際今までこの会議に出たという事はあるのでしょうか。
事務局（樺沢）	はい。実際に民生委員さんに出していただき、定期的に訪問している情報

	も含めて支援計画に反映させてもらっている事があります。
松嶋委員	わかりました。
小泉会長	<p>今のご質問の関連ですが、高齢者虐待対応ケース会議の主になるのが地域包括支援センターとあるのですが、どこの範囲まで広げたらいいのかという判断は地域包括支援センターが独自に判断しているのか。</p> <p>民生委員等が対応に入っていく事についての支援についてどのようになっているか説明してください。</p>
事務局（樺沢）	<p>実際に高齢者虐待対応ケース会議で集まるメンバーですが、フローチャート2の部分で情報共有協議の中で区の高齢介護係、地域包括支援センター、地域保健福祉センター・地域保健福祉担当という中心となる3者で、通報者は誰なのか、介護保険サービスを利用しているかどうか、また民生委員さんが見守っているケースなのかどうかという情報を確認して実際の対応ケース会議にはどのような人が必要なのか協議してメンバーを決めていますので地域包括支援センターが単独でこの会議を開くのですべて決めているということではないということになります。</p>
小泉会長	<p>はい。フローチャートの流れですが、相談受付、情報共有、緊急性ありなしの判断に至るまで、ケースごとにより違うとは思いますがどの程度の期間的流れを考えているのか。</p>
事務局（樺沢）	<p>フローチャートを検討するに際し、児童虐待ですと48時間以内というのが原則にあるのですが、高齢者虐待にも時間的な目途を入れるかどうかということについて検討の議題にあがりました。</p> <p>通報が入りコアメンバーで情報共有することは受付日に行います。</p> <p>当事者に関わる事前の情報収集を行っていく事は2～3日の間にしなくてはいけないという事は共通の認識でいます。会議を持つ前に事実確認を行うことで迅速に動けるよう、一旦集まるよりコアメンバー3者で協議して動くので、共通認識を持って動けるようなフローチャートとして活用しているところです。何日までにという事をフローチャートに入れなくとも、共通認識を持って行うという事でフローチャートを改訂しました。</p>
小泉会長	<p>はい。他にご質問はありますか。よろしいでしょうか。</p> <p>ないようなので、それでは「平成25年度高齢者虐待防止関連事業予算及び取り組み内容」について事務局お願いします。</p>
事務局（佐藤）	<p>資料5事業目標といたしましては、各区健康福祉課、地域包括支援センター、地域保健福祉センター又は健康福祉課の地域保健福祉担当と相談体制の充実、地域の関係者の理解を深めていく事で、虐待の防止と養護者への支援を進めてまいります。予算といたしましては総額681万5千円となっております。8つの事業に取り組んでまいります。</p>

	<p>まず、第一に連絡協議会、本日の会になります。継続して開催し関係者との連携、協力体制を検討し、体制構築をしていきたいと思っております。</p> <p>次に高齢者虐待専任相談員、社会福祉士を高齢者支援課地域支援室に配置しております。専門的視点での相談助言、事例からの課題整理等を進めております。3番目に緊急一時保護施設という事で一所確保しております。</p> <p>4つ目として老人福祉施設によるやむを得ない事由による措置という事で、緊急一時保護とは別に特別養護老人ホーム等で措置ができるように予算をとっております。高齢者虐待防止の啓発活動としてパンフレット、ポスターを作成し窓口等に設置し、早期発見、早期対応ができるように啓発活動を進めていきたいと考えております。</p> <p>6つ目の地域包括支援センターの高齢者虐待防止部会ですが、平成24年度から行っております。今年度につきましては年3回、6月、9月、12月に開催を計画しているところです。検討内容といたしましては、改訂した在宅版マニュアルの周知や虐待の対応、予防活動の課題の検討、改善、権利擁護について関係機関、市民への周知、職員のスキルアップについて検討していきます。</p> <p>7つ目の高齢者虐待対応のための体制整備・ネットワーク構築への取り組み推進、前年度に引き続きまして地域包括支援センターと地域ケア会議又は高齢者ケア会議を区で行っております。</p> <p>認知症サポーター養成講座を開催して虐待との関連の深い認知症について理解を深めていきたいと考えております。高齢者虐待対応専門チームの活用によりまして困難事例への対応を充実させていきたいと思っております。</p> <p>最後に高齢者虐待を発生させないための関係職員対象の研修の充実です。これにつきましては、専門的な視点、技術を習得して実践向上を図ろうという事で行っておりますが、平成24年度からは社会福祉協議会研修センターに事業委託をして、地域包括支援センター、区の健康福祉課の職員に対して研修を行っているところです。</p> <p>平成25年度につきましては、地域包括支援センター高齢者虐待防止部会での意見をもとにいたしまして、初期介入時の事実確認方法やチームアプローチを中心に研修の予定計画をしているところです。また、25年度に新たに介護保険サービス事業所職員を対象にして6月に研修を実施いたしました。88人の施設職員が出席している状況です。</p> <p>以上です。</p>
小泉会長	質問、ご意見ありますでしょうか。
岩橋委員	関係機関に期待される役割として介護保険のサービス事業者、居宅介護

	<p>支援事業者というものが入っているのですが、市あるいは地域包括支援センターがこれらに対しての研修を出向して行うという計画はあるのでしょうか。</p>
事務局（佐藤）	<p>市から直接というよりは、地域包括支援センターが居宅介護支援事業所や介護保険サービス事業所に対して圏域ごとに研修会等をしております。</p> <p>実際通報が多いのはケアマネジャーや介護保険サービス事業所の職員の方で傷等があり気になるのでという内容の通報です。</p> <p>研修会での説明を通じて、連携をとりながらやっていきたいと思っております。</p>
岩橋委員	<p>そうすると、各居宅の事業所とか訪問介護事業所のヘルパーの研修という時にお願いをすれば、関連のお話を研修してもらえるとということによろしいですね。</p>
事務局（佐藤）	<p>はい。その通りですので、ご要望がありましたらどこのものが行ったらよいか地域包括支援センター、区と相談しながら対応していきたいと思っておりますので、是非よろしく願いいたします。</p>
小泉会長	<p>他にご質問、ご意見はありますか。</p> <p>予算の関係ですが、高齢者虐待防止のための啓発活動28万1千円というのは若干少ないような気がします。</p> <p>今こちらに来ている高齢者虐待防止連絡協議会のメンバーは各団体の代表が来ています。こういう形でマニュアルできましたという事だけではなく、連絡協議会に出ているにしても医療関係ならその細部までいくようなそういう制度作りがないと啓発、いわゆる発見という立場の人たちが、どこにつないだらいいのだろう、まだまだわかっていないというところが多いのではないかと思います。</p> <p>意見ですけれども今回は仕方ないでしょうが、そういうところに浸透させていくための予算についてももう少し考えられたほうがよいのではないかなと感じます。他にご質問はありますか。</p>
山下委員	<p>今、小泉委員のおっしゃった事に関連しているのですが、介護保険が始まった当初、高齢者虐待というのはそこまで周知されていなかったと思うのですが、だいぶ私も研修に出たりしてござりまして高齢者虐待という事で皆そういう視点でみるようになっております。</p> <p>サービスを使っている方はケアマネジャーだったりいろんな施設の方と連携を取りながら、ちょっとおかしい事があると疑いがあるのではないかと関係機関に連絡を取っています。</p> <p>全くサービスを使っていない方、お元気で家にいらっしゃる方、同居家族がいらっしゃって、でも何か問題がある方そういう方が水面下に多いの</p>

	<p>ではないかと最近では危惧しています。介護保険をうけている方はいいと思うのですが、そうでない方は8割以上いらっしゃいますので心配なので、医療機関の方に周知できるようになるにはどうしたらいいのかと思います。</p>
佐久間委員	<p>高齢者支援課の佐久間でございます。今ほどご意見いただきましたように関係者の方々にはだいぶ高齢者虐待防止に関する意識が高まって定着しつつあるのではないと思っております。これをどうやって一般市民ですとか、先ほどの報告にもありましたように自分が虐待していると思わずに虐待しているというパターンがあるということが多くあるという事でありますので、予算の方は工夫をしながら効果的な方法を考えていきたいと思っておりますので引き続きご協力をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局（佐藤）	<p>地域包括支援センターも一生懸命に虐待について広報していただきまして「広報紙」というのを年に3回から4回出しているのですが、地域包括支援センターのいろいろな事業の事と一緒に高齢者虐待についても周知していただいております、それとも連携しながら市としてもやっていきたいと考えております。</p>
小泉会長	<p>他にございませんか。その他についてありますか。</p>
事務局 （長谷川）	<p>事務局から一点、お伝えしたい事があります。 本会は平成18年度に設置されまして7年経過しているところであります。この間、多くのご意見、ご提言いただきまして関係機関との連携を図れた事が高齢者虐待の予防や早期発見につながっていると考えております。これまでの7年の間、基本的には要綱についての大きな見直しはなかったのですが、本協議会の更なる充実に向けて例えば開催回数がこれでもいいのかとか、会議の在り方、委員の構成についてご提言等ありましたら見直しの必要性を含め事務局の方で検討していきたいと考えております。 今後委員の皆さまのご意見をうかがいながら、後日ご意見を集約させていただく機会をもうけさせていただきたいと思っております。今後の見直しを進めていこうと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。</p>
小泉会長	<p>見直しのための必要な書類があるのですか、それとも委員から意見を出すのですか。</p>
事務局 （長谷川）	<p>書面等になるかと思いますが皆さまのご意見をお聞きしまして集約し事務局で案を作り協議いただくことになるかと思っております。</p>
小泉会長	<p>現時点で要綱についてお考えある方、ご意見だけお伺いしておきます。どうでしょうか。なければ後日、市の方から確認の書類等をいただいて、お答えするという事に致しましょう。</p>

	<p>他にございますか。全体通じてご意見、ご質問ありますか。 なければ「平成25年度第1回新潟市高齢者虐待防止連絡協議会」を終わります。</p>
<p>事務局 (長谷川)</p>	<p>長時間にわたりありがとうございました。 これで、平成25年度第1回高齢者虐待防止連絡協議会を閉会いたします。</p>
	<p>～ 閉 会 ～</p>